

お知らせ

下水道の接続工事は供用開始後速やかに
【下水道課】

多くの費用をかけて造られた下水道施設は、市民の皆さんに利用してもらうことで初めて価値を持ち、地域一帯の生活環境改善に役立ちます。

下水道への接続は、「汲み取り便所の場合は供用開始から3年までに接続すること」「浄化槽の場合は供用開始後遅滞なく接続すること」と法律で定められています。下水道が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、速やかに接続をお願いします。

●問い合わせ 下水道課 計画係 ☎33-3160

第66回 文化財防火デー
【生涯学習課】

1月26日は、昭和24年に奈良県法隆寺の金堂壁画が焼損したことから、この日を「文化財防火デー」として、全国各地で文化財防火運動が展開されています。



▲放水訓練の様子

市内には、国指定重要文化財の利生護国寺本堂や旧高野口尋常高等小学校校舎など、貴重な文化財があります。

これらを火災から守るために、消防訓練を実施しますので、ぜひ見学にお越しください。

- 日程 1月26日(日)
- 場所・時間
 - 利生護国寺 午前8時30分～
 - 高野口小学校 午前10時30分～
- 問い合わせ
 - 橋本市消防本部 ☎33-0119 (利生護国寺)
 - 伊都消防組合消防本部 ☎22-0119 (高野口小学校)
 - 生涯学習課 ☎33-3704

コンビニ交付による証明書自動交付サービスの一時停止について
【市民課】

マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付」による自動交付サービスは、下記期間中はシステムのメンテナンスなどのため利用できません。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

- サービス停止期間 1月15日(水) 午前6時30分～午後11時
- 問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131

マイナンバーカードを作りませんか
【市民課】

マイナンバーカードの作成をお手伝いする出張申請所を開設しますので、ぜひご利用ください。



- 日時 1月26日(日) 午前9時30分～午後3時20分
- 場所 保健福祉センター
- 内容 申請に必要な顔写真を無料で撮影し、申請書記入のお手伝いをしますので、そのまま申請していただけます。マイナンバーカードの受取りは申請から約1カ月後に交付はがきが自宅に届きますので、内容をご確認の上、市民課までお越しください。
- 問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131

令和2年度 橋本市文教施設使用調整会議
【生涯学習課】

市内にある小・中学校の体育館や運動場を使用した団体の代表者は出席してください。

- 日時 1月31日(金) 午後7時～9時
- 場所 教育文化会館
- 問い合わせ 生涯学習課 スポーツ係 ☎33-3704

御幸辻駅前広場をご利用ください
【都市整備課】

御幸辻駅東側道路の混雑改善のため、平成28年11月から駅西側に駅前広場の供用を開始して以来、多くの皆さんに利用していただいています。



▲御幸辻駅前広場

しかし、現在も送迎のために駅の東側道路に停車されている車が見られます。駅への送迎は西側の駅前広場を利用していただき、駅周辺道路の混雑解消にご協力をお願いします。

●問い合わせ 都市整備課 ☎33-6104

ペットはマナーを守って正しく飼いましょう
【生活環境課】

近年、犬や猫などペットの飼い方に関する苦情が多く寄せられています。ペットを飼う人は、他人に迷惑をかけないよう責任をもち、最後まで愛情をもって飼いましょう。

また、のら猫にえさを与えないようにしてください。

- 犬の正しい飼い方
 - 放し飼いは絶対にしない。
 - 散歩中のリードの長さには十分注意する。
 - 散歩中にふんをした場合、飼い主が責任をもって処理する。
 - 登録（一生涯に1回）と年1回の狂犬病予防注射を受ける。
- 猫の正しい飼い方
 - 所有者の氏名、連絡先などを記した首輪・名札マイクロチップなどを装着する。
 - できるだけ室内で飼い、外には出さないようする。
 - 室内の専用トイレでふんや尿をするようにしつけ、公共の場所や他人の土地にふんをした場合には、飼い主が適正に処理する。
- 問い合わせ
 - 生活環境課 生活衛生係 ☎33-6100
 - 橋本保健所 ☎42-5443

2020年農林業センサスを実施します
【総務課】

農林水産省では、2月1日現在の農林業・農山村地域の実態を明らかにするために、農林業センサスを実施します。

1月中旬から調査員が農林業を行う人や団体を訪問しますので、調査票の記入をお願いします。調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、調査にご協力をお願いします。

また、インターネットによる回答も便利です。ぜひご利用ください。

●問い合わせ 総務課 文書統計係 ☎33-6110

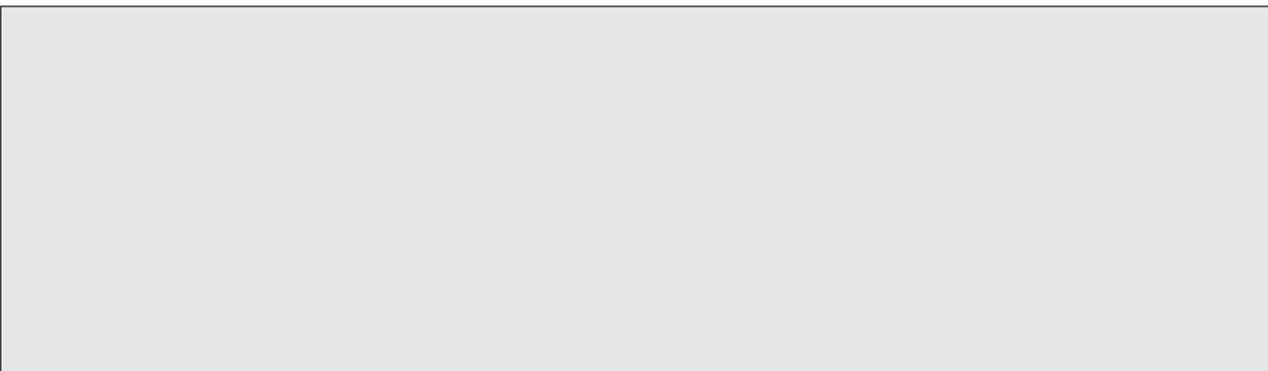
令和4年(2022年)度以降の成人式について
【生涯学習課】

民法改正に伴い、令和4年(2022年)4月から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。

このことにより本市を含む伊都・橋本地方の1市3町(橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町)では、成人式についての統一した方針を次のとおり決定しました。

- 方針 その年度に20歳を迎える人を対象とした「(仮称)20歳を祝う会」を実施する。
- 理由
 - 対象を18歳とした場合、進学や就職を控えている人が多く、本人や保護者に負担がかかる恐れがあるため。
 - 20歳という年齢は、飲酒や喫煙も含め、全ての年齢制限がなくなる区切りの年齢であり、自分に責任を持つことのできる自律した青年として祝う時期に適しているため。
- 適用年度 令和4年度の式典(平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの人)からです。
- 問い合わせ 生涯学習課 ☎33-3704

広告



広告

